

# 週刊エフアンドパートナーズ

平成30年7月23日号



## 相続法が変わる？ 40年ぶりの大改正

平成30年7月6日、相続法の改正法が成立しました。

昭和55年の相続法改正から数えて約40年ぶりの大改正となっています。

今回は、その改正の中で「配偶者居住権」について解説します。

超高齢化社会を迎えた日本では、高齢となった方々の居住権を保護する必要が高まっています。



居住権



所有権

例えば、夫の名義の建物に居住していた妻は、夫が死亡した場合、建物の所有権を遺産分決協議で取得しないとその建物に住めない可能性があります。

特に不動産以外に財産がないという家庭において問題になりがちで、今回の改正ではここを手当てすることになりました。

「配偶者居住権」という配偶者が建物に住むための権利を、新しく作ったのです。

これにより所有権は子供に渡すけれども、居住権は残された妻にといた柔軟な遺産分割が可能となりました。

配偶者居住権は、被相続人の死亡時において、配偶者が建物に居住していた実態があれば認められます。

**登記**をすることで、権利も保全することも可能となるのです。



相続法改正についての無料セミナー実施中！

今週の  
お客様の**声**  
依頼して  
良かった点は？

泉大津市 すぎうら様

円満に解決しました。

京都事務所  
京都市中京区七観音町623番地  
第11長谷ビル5階  
TEL 0120-256-113

F&Partners 司法書士法人

無料相談 実施中です。  
まずは、お気軽にお電話を！

